



本格バトルはこれから

## 小保方 VS 理研

# ドロドロ 最終戦争の行方

STAP細胞論文を巡る小保方晴子さんと理化学研究所のバトルが大詰めを迎える。

5月8日、理研の調査委員会が小保方さん側の不服申し立てを受け、「論文は不正」と認定したため、小保

方さんに対する処分は避け

られない状況だ。最も重い

原則として「懲戒解雇」か

なる。

ただ、懲戒解雇となつた

STAP細胞の存在が確

認されれば、仮に不正が認

定されても、「解雇は行き

過ぎ」として社会通念上の

相当性がないと判断される

ことが予想される。

法曹関係者の間でも、「結局、裁判所もこの根本だ。」と見方がある。

問題がはつきりしない限り、判断を下せないのである。

両者には手負いもある。

理研側は調査委員会の委員長(当時)が実験画像データの入れ替えを指摘され委員長を辞任するなど、問題が飛び火するのを避けたい。

一方、小保方さん側も自らの名前や再就職の問題を考えれば、懲戒解雇は避けたいたろう。両者の事情を勘

案すると、「可能性として、両者が『円満解決』を図る選択肢もな

くはありませんよ」

そう話すのは、前出の宮崎

弁護士。具体的には本人の

意思による依頼退職などだ。

「このままなら小保方さん

には理研に残る選択肢はな

いでしょう。海外も含め他の

研究所などへの再就職に

メドが立てば、数年かかる

訴訟を回避し、『和解』と

いう選択も出てくるかもし

れません」(同)

着地点はまだまだ不透明だ。

本誌・北川仁士

事由に該当(論文を不正と認定)②客観的に合理的な理由(論文の改ざん・捏造)

③社会通念上の相当性(STAP細胞が実在するか否か)に加え、手続きの適正さ(小保方さん側の言い分をきちんと聞いたのか)と、公平性(他の研究者についても論文の不正問題を厳しくチェックし、処分していくのか)についても争点となる。

原則として「懲戒解雇」か自主的な退職である「論旨退職」にすると定めている。ただし例外もある。それは情状が認められた場合で「出勤停止」や「減給」といったより軽い懲戒処分で不正申し立てを受けた理研は、小保方さんの処分を検討する「懲戒委員会」を設置。メンバーは理研の職員から構成され1ヶ月程度で結論を出して、理事会で正式な処分を決めるという。

理研の規定では、研究の不正行為が認定されると、それは主に以下の3点だ。

139 サンデー毎日 2014.5.25